

(3) 栄養に係る教育に関する科目と単位の修得方法

栄 養

免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			備 考
	授 業 科 目	単位数		
		必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育Ⅰ	2		
	学校栄養教育Ⅱ	2		
最低必要単位数	免許必修科目4単位を修得すること。			